

## 平成29年度 北方四島交流受入事業（山梨県）の協力日本人学生の募集について

平成29年9月5日

独立行政法人北方領土問題対策協会

北方四島交流受入（山梨県）は、北方領土問題の解決までの間、日本人と北方四島在住ロシア人との相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与すること、いわば「領土問題の解決に向けた好ましい環境の整備」のため、60名の北方四島在住ロシア人を受け入れて、日本の文化や社会の仕組み、利便性を実際に体験させ日本を理解してもらうとともに、日本人との交流を深めてもらうことを目的として実施する事業です。

当協会では、本事業の実施にあたり、ロシア語を学んでいる日本人学生の参加を募集します。ロシア語通訳を通じて、普段の学習の成果を実践できる良い機会となります。奮ってご応募ください。

### 記

#### 1. 実施概要と協力内容

##### (1) 実施日

平成29年10月8日（日）

##### (2) 実施主体

独立行政法人北方領土問題対策協会

##### (3) 集合場所

ホテル「華やぎの章 甲斐路」（山梨県笛吹市石和町川中島 1607-40）

##### (4) 内容

###### ① ホームビジットにおける通訳（場所：山梨県内の各家庭）

北方四島在住ロシア人が山梨県内の日本人の家庭に訪問し、昼食等をとおして交流を深めます。

###### ② 住民交流会における通訳（会場：華やぎの章 甲斐路）

北方四島在住ロシア人と山梨県内、全国の北方領土返還運動関係者の参加を得て、ワイン専門家により県産ワインの歴史や製造などを学習するとともに、10グループ程度に分かれ、ワインを試飲をしながら寛いだ雰囲気の中で、各人が持ち寄った、「思い出の写真」などを披露し、お互いのことを話し合い交流を深めます。

###### ③ 夕食交流会における通訳（会場：華やぎの章 甲斐路）

住民交流会に引き続き、お別れ交流会を行います。

(5) スケジュール

8 : 15 集合 (華やぎの章 甲斐路)

※自宅・居所が遠隔地の場合 (対面式に間に合わない) は、前日分の宿泊を当方で手配します。

9 : 00 対面式 (華やぎの章 甲斐路)

※北方四島在住ロシア人と山梨県受入家庭の方々と対面式を行います。  
対面式終了後、各々の家庭に車 (タクシー等) で移動します。

10 : 00 ~ ホームビジット

※各家庭で通訳を行っていただきます。

14 : 30 各家庭から「華やぎの章 甲斐路」に集合

15 : 30 ~ 17 : 00 住民交流会

※通訳を行っていただきます。

17 : 40 ~ 19 : 10 夕食交流会 (終了後解散)

※通訳を行っていただきます。

※自宅・居所が遠隔地の場合 (自宅・居所に帰れない) は、当日の宿泊を当方で手配します。

(6) 使用言語

ロシア語 (日常会話レベルの通訳業務の実践)

(7) 費用負担

交通費、宿泊費等 (当協会の規程による。)

2. 応募要領

(1) 募集人数

14名

(2) 応募資格

以下の全てを満たす方 :

- ①日本国籍を有すること
- ②専門学校、大学の学部又は大学院に在籍していること
- ③本交流に積極的に参加する意欲があり、日常会話レベルの通訳のできるロシア語能力を有すること (簡単な通訳業務の体験)
- ④事業計画に従って規律ある団体行動ができること
- ⑤北方領土問題に対して関心、理解があること

(3) 応募方法

〈提出書類〉

- ①応募申請書
- ②学生証のコピー

③ロシア語能力を証明する書類（ある場合）

〈提出方法及び提出先〉

メール及び郵送（提出書類は返却しません。）

①メール送信の場合

メールアドレス；k-satou@tk.hoppou.go.jp

②郵送の場合

〒110-0014

東京都台東区北上野 1-9-12 住友不動産上野ビル 9 階

※ 提出先；(独) 北方領土問題対策協会 業務グループ（交流担当）；  
佐藤（憲）宛て

(4) 応募期間

平成 29 年 9 月 5 日（火）から 9 月 15 日（金）まで（郵送分、メールとも）

※ 定員になり次第、募集を締め切ります。

(5) 選考

随時（選考結果は電話又は通知します。）

(6) その他

- ・事業報告や事業に係る写真・映像等を(独)北方領土問題対策協会のホームページを始め各種媒体に掲載することがあります。

〈問合せ先〉

〒110-0014

東京都台東区北上野 1-9-12 住友不動産上野ビル 9 階

(独) 北方領土問題対策協会 業務グループ（交流担当）；佐藤（憲）

電話；03-3843-3630

【参考】

北方四島交流は、我が国とロシアとの間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、我が国国民と四島在住ロシア人との間の相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、平成 4（1992）年から実施されています。